資料４

第３期新いばらき障害者プラン（改定版）の成果目標について

＜成果目標＞

１　福祉施設入所者の地域生活への移行（第３章－Ⅰ－３－（１）：P34～）

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

〇目標の考え方

・令和 7 年度末時点の施設入所者数を、令和 11 年度末までに 6%（222 人）を地域生活へ移行する。

項　　目	R9	R10	R11
福祉施設入所者の地域生活への移行 （令和 7 年度末現在入所者数：3,707 人）	1,528 人	1,583 人	1,639 人

（令和 7 年度末の累計移行者数：1,417 人）

〇設定根拠

	R5	R6	R7	R8 見込	R9 見込	R10 見込	R11 見込
目　　標	1,429 人	1,411 人	1,468 人	1,526 人	1,519	1,574	1,630
移行実績（見込）	1,353 人	1,375 人	1,417 人	1,472 人	－	－	－
前年との差	57 人	22 人	42 人	55 人	56 人	55 人	56 人

・令和 7 年度末の入所者の 6%は、3,707×0.06≒222 人

・令和 9 年度→11 年度における移行者数を 222 人とすると、年平均 55～56 人の移行が必要。

〇国の基本指針

・令和 7 年度末時点における施設入所者数の 6%以上が令和 11 年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。

（２）福祉施設入所者（定員）の削減

〇目標の考え方

・令和 7 年度末現在の施設入所者数（定員）を、令和 11 年度までに 5%（201 人）削減する。

項　　目	R9	R10	R11
福祉施設入所者（定員）の削減 （令和 7 年度末現在施設入所者(定員):4,026 人）	67 人減	134 人減	201 人減

〇設定根拠

・施設入所者数及び入所定員については、国が削減の方針を示していることから、令和 11 年度末における目標値は、令和 7 年度末の定員総数 4,026 人から 5.0%削減した 3,825 人とする。

・なお、必要量が満たされていない障害福祉圏域については、市町村からの要望を受け新規指定をしたため、令和 8 年度末までの数値目標は達成されていない。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末時点の施設入所者数を令和 7 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実（第３章－Ⅰ－３－（２）：P37～）

（１）市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

〇目標の考え方

・本県では、保健所圏域（9 圏域）ごとに、地域移行支援連絡協議会を設置しているほか、37 市町村が協議の場を設置している。引き続き、設置に向けた取り組みを推進する。

（２）精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、75 歳以上、65 歳未満、40 歳以上の認知症）

〇目標の考え方

・令和 11 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数

項　　目		R9	R10	R11
65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数 （令和 7 年度　1,965 人）	目標	1,920 人	1,897 人	1,875 人
75 歳以上の 1 年以上長期入院患者数 （令和 7 年度　991 人）	目標	991 人	991 人	991 人
65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数 （令和 7 年度　1,472 人）	目標	1,309 人	1,227 人	1,146 人
40 歳以上の認知症の 1 年以上長期入院患者数 （令和 7 年度　425 人）	目標	361 人	329 人	297 人

〇設定根拠

・国の基本指針によると、令和 11 年度までに、65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数は 1,875 人、75 歳以上の 1 年以上長期入院患者数は 1,088 人、65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数は 1,146 人、40 歳以上の認知症の 1 年以上長期入院患者数は 297 人と算定される。

・本県の令和 7 年度の 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数は 1,965 人、75 歳以上の 1 年以上長期入院患者数は 991 人、65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数は 1,472 人、40 歳以上の認知症の 1 年以上長期入院患者数は 425 人であるため、令和 11 年度までの 4 年間で段階的に、65 歳以上については 22～23 人ずつ、75 歳以上については現状維持、65 歳未満については 81～82 人ずつ、40 歳以上の認知症については、32 人ずつ減少させることが必要になる。

〇国の基本指針

・基本指針別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和 11 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び令和 11 年度末の精神病床における 75 歳以上の 1 年以上長期入院患者数、同表の二の項に掲げる式により算定した令和 11 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数並びに同表の一の項及び二の項に掲げる式により算定した 40 歳以上の 1 年以上長期入院患者のうち認知症であるものの数を、目標値として設定する。

（３）精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域平均生活日数

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに精神病床から退院後の 1 年以内の地域における平均生活日数を 326.9 日とする。

項　　目		R9	R10	R11
退院後１年以内の地域平均生活日数 （令和５年度　327.1 日）	目標	326.9 日	326.9 日	326.9 日

〇設定根拠

・目標値の根拠となる NDB データにおいて、今年度から公費レセプトが含まれた数字へ変更があったため、当該目標値の設定時点である令和 2 年時点での地域平均生活日数は 327.1 日から 323.8 日へ変更となった。この数字は既に国の基本指針に示す目標日数である 319.3 日を超えていたため、当県において目標値の設定時点での考え方とした「近年のうち３年間の伸びが最長であった 3.1 日増加」を継続して、目標設定をした。

〇国の基本指針

・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数については、319.3 日以上とすることを基本とする。なお、当該目標値の設定時点で精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均が 319.3 日以上である場合は、当該目標値の設定時点における精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における平均生活日数以上とすることを基本とする

（４）退院した精神障害者の 30 日以上の再入院率の低下【新規】

〇目標の考え方

・退院後 3 か月時点の 30 日以上の再入院率を令和 11 年度までに 10.3%まで低下させる。
・退院後 6 か月時点の 30 日以上の再入院率を令和 11 年度までに 17.4%まで低下させる。
・退院後１年時点の 30 日以上の再入院率を令和 11 年度までに 25.7%まで低下させる。

項　　目		R9	R10	R11
退院後 3 か月時点の再入院率 （令和５年度　14.2%）	目標	11.6%	10.9%	10.3%
退院後 6 か月時点の再入院率 （令和５年度　22.7%）	目標	19.1%	18.3%	17.4%
退院後１年時点の再入院率 （令和５年度　30.8%）	目標	27.4%	26.5%	25.7%

〇設定根拠

・本県の令和５年度の退院後 90 日時点の再入院率は 14.2%、退院後 180 日時点の再入院率は 22.7%、退院後 365 日時点の再入院率は 30.8%であるため、令和 11 年度までの６年間で段階的に退院後 90 日時点の再入院率は 0.6～0.7%ずつ、退院後 180 日時点の再入院率は0.8～0.9%ずつ、退院後365日時点の再入院率は0.8～0.9%ずつ減少させる必要がある。

〇国の基本指針

・退院後 90 日時点の再入院率については、10.3%以下とし、退院後 180 日時点の再入院率については 17.4%以下とし、退院後 365 日時点の再入院率については 25.7%以下とすることを基本とする。

（５）心のサポーター養成【新規】

〇目標の考え方

・メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する支援者となる心のサポーターの養成を促進する。

〇設定根拠

・国の基本指針に基づき、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの養成を図る。

〇国の基本指針

・精神障害の有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるためには地域住民への普及啓発を進めることが重要であることから、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定する。

3　障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

（第３章－Ⅰ－３－（３）：P41）

（１）地域生活支援拠点等の整備

〇目標の考え方

・各市町村への地域生活支援拠点の整備を促進するとともに、機能の充実に向け年 1 回以上検証及び検討を実施する。

〇設定根拠

・障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域で障害児者やその家族が、安心して生活するための体制を、国の基本指針に基づき整備する。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

（２）強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

〇目標の考え方

・各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズの把握し、支援体制の整備を進める。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

4　一般就労の促進（第３章－Ⅰ－５－（１）：P47）

（１）福祉施設から一般就労への移行

〇目標の考え方

・令和 6 年度実績の一般就労者数 366 人を、令和 11 年度末までに 1.31 倍の年間 480 人とする。

項　　目		R9	R10	R11
福祉施設から一般就労への移行者数 （令和 6 年度実績 366 人）	目標	422 人	451 人	480 人

〇設定根拠

・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続Ａ型・Ｂ型）による令和6年度の実績は、366人。

・令和6年度実績の1.31倍は、366×1.31≒480人（令和11年度末の目標）

・480(R11目標)－366(R6実績)＝114

・114÷4≒29　→　R8から段階的に28～29人ずつ増加させていく。

〇国の基本指針

・就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和11年度中に令和6年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

（２）就労継続支援事業及び就労移行支援事業利用者の一般就労への移行

〇目標の考え方

・令和6年度実績の就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数124人を、令和11年度までに概ね1.52倍の189人とする。

・令和6年度実績の就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行者数79人を、令和11年度までに概ね1.67倍の132人とする。

・令和6年度実績の就労移行支援事業から一般就労への移行者数154人を、令和11年度までに概ね1.14倍の176人とする。

項　　目		R9	R10	R11
就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数（令和6年度実績：124人）	目標	157人	173人	189人
就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行者数（令和6年度実績：79人）	目標	106人	119人	132人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数（令和6年度実績：154人）	目標	164人	170人	176人

〇設定根拠

《就労継続支援Ａ型事業》

・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続Ａ型・Ｂ型）による令和6年度の就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数実績は、124人。

・令和6年度実績の1.52倍は、124×1.52≒189人（令和11年度末の目標）

・189(R11目標)－124(R6実績)＝65

・65÷4≒16.25　→　R8から段階的に16～17人ずつ増加させていく。

《就労継続支援Ｂ型事業》

・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続Ａ型・Ｂ型）による令和6年度の就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行者数実績は、79人。

・令和6年度実績の1.67倍は、79×1.67≒132人（令和11年度末の目標）

・132(R11目標)－79(R6実績)＝53

・53÷4＝13.25　→　R8から段階的に13～14人ずつ増加させていく。

《就労移行支援事業》

・事業所への調査（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続Ａ型・Ｂ型）による令和6年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数実績は、154人。

・令和6年度実績の1.14倍は、154×1.14≒176人（令和11年度末の目標）

・176(R11目標)－154(R6実績)＝22

・22÷4≒5.5　→　R8 から段階的に 5～6 人ずつ増加させていく。

（３）就労移行支援事業における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合【調査中】

〇目標の考え方

〇設定根拠

〇国の基本指針

（４）就労定着支援事業の利用者数【調査中】

〇目標の考え方

〇設定根拠

〇国の基本指針

（５）就労定着支援事業所ごとの就労定着率【調査中】

〇目標の考え方

〇設定根拠

〇国の基本指針

（６）雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築の推進

〇目標の考え方

・地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、年１回以上の協議、検討及び情報共有等の場を設ける。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

５　就労選択支援の促進【新規】（第３章－Ⅰ－５－（３）：P57）

（１）各市町村における就労選択支援事業所の設置

〇目標の考え方

・就労選択支援事業所を、令和 11 年度までに各市町村に設置する。

項　　目	R9	R10	R11
就労選択支援事業所の設置数	27	36	44

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置する。

（２）就労選択支援事業の利用者数

〇目標の考え方

・就労選択支援事業の利用者数を令和 11 年度までに 1,470 人とする。

項　　目	R9	R10	R11
就労選択支援事業所の利用者数	490	980	1,470

〇設定根拠

・国の基本指針で示す目標人数（82,000 人）に、全国の障害児者数に占める本県障害児者数の割合を乗じて設定。

〇国の基本指針

・就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和 11 年度の就労選択支援を利用する障害者の数を 82,000 人以上とする。

６　施設におけるサービスの充実（第３章－Ⅱ－２－（４）：P71～）

（１）障害福祉サービス事業所等の情報の公表【新規】

〇目標の考え方

・障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率を 100%とする。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業所が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要であることから、管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100%とする。

７　相談支援体制の充実（第３章－Ⅱ－２－（５）：P74～）

（１）相談支援体制の充実・強化

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上の基幹相談支援センターを設置する。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センターの設置・整備を行うこと。

（２）のぞまないセルフプランの件数をゼロに【新規】

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本として、計画相談支援等の体制整備を図る。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

８　地域支援体制の構築（第３章－Ⅱ－３－（１）：P78～）

（１）児童発達支援センターの設置及び４つの中核機能の確保【一部新規】

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に 1 か所以上設置するとともに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、次に掲げる中核的な支援機能を整備する。

・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

・地域のインクルージョン推進の中核としての機能

・地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。

（一）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

（二）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

（三）地域のインクルージョン推進の中核としての機能

（四）地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

（２）関係機関が連携を図るための協議の場の設置【新規】

〇目標の考え方

・インクルージョン推進のため、令和 11 年度末までに、県及び各市町村又は各圏域において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・インクルージョン推進のため、令和 11 年度末までに、県及び各市町村又は各圏域において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

（３）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

〇設定根拠

・国の基本指針に基づき、まずは全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する。

〇国の基本指針

・保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築する。

（４）難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

〇目標の考え方

・関係機関が連携し、充実した支援体制を整備していく。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までに各都道府県において難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、難聴児支援の中核機能を有する体制を構築する。

（５）障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新規】

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本方針

・令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。

（６）強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備【新規】

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに、強度行動障害の状態にある児に関して、その状態や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇令和 11 年度末までに、強度行動障害の状態にある児に関して、その状態や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

９　医療的ニーズへの対応（第３章－Ⅱ－３－（２）：P80～）

（１）重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に１か所以上設置する。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に１か所以上設置する。

（２）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに県、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

〇設定根拠

・国の基本指針に基づき設定する。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

（３）医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

〇目標の考え方

・令和 11 年度末までに、各市町村又は各圏域において医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

１０　障害児入所施設からの円滑な移行調整について（第３章－Ⅱ－３－（３）：P81～）

（１）障害児入所施設からの円滑な移行調整

〇目標の考え方

・関係機関が連携し、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を整備する。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・令和 11 年度末までに県において障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。

１１　ケアの充実のための生産性向上【新規】（第３章－Ⅱ－４－（２）：P84）

（１）人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口及び協議会の設置

〇目標の考え方

・障害福祉分野の人材確保や生産性向上を図るべく、令和 11 年度末までに、ワンストップ窓口及び協議会を設置する。

〇設定根拠

・国の基本指針のとおり。

〇国の基本指針

・各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置する。また、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向

けた関係者の連携を図る協議会を設置する。